

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 27 日

ねんきん定期便の記録では、A社における平成19年7月27日の賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを証する同社の賞与支払明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成19年7月27日支給の賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」の提出を失念したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成19年7月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで
A社から、Bグループ内のC社（社長は同一）への転勤時において、厚生年金保険の記録では一日の空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bグループ内のC社の回答及び同僚の証言並びに同社に係る雇用保険の記録により、申立人はBグループに継続して勤務（昭和53年4月1日にBグループのA社から同グループのC社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和53年2月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和53年4月1日として届け出るところ、誤って同年3月31日として届けたとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成3年6月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月21日から同年7月6日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、当該期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間に係る標準賞与額を16万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社B所から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、同社は当該届の届出漏れに気づき、平成21年12月3日付けで社会保険事務所に同届を提出したが、時効により年金給付額には反映されないため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年12月5日に、A社B所から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与明細書により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年12月3日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、16万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、当該期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間に係る標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月9日

A社B所から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、同社は当該届の届出漏れに気づき、平成21年12月3日付けで社会保険事務所に同届を提出したが、時効により年金給付額には反映されないため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年7月9日に、A社B所から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与明細書により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年12月3日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、当該期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間に係る標準賞与額を21万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月3日
② 平成18年12月1日

A社B所から育児休業中に支給された申立期間の賞与について、同社は、社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。その後、同社は当該届の届出漏れに気づき、平成21年12月3日付けで社会保険事務所に同届を提出したが、時効により年金給付額には反映されないため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成18年7月3日に、A社B所から賞与を支給されていることが、同社から提出された賞与明細書により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、事業主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後の平成21年12月3日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことか

ら、たとえ、当該期間当時に申立期間の同賞与支払届が提出されておらず、同法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、21 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っているところであるが、オンライン記録及び同事業所から提出された申立人に係る育児休業申出書によると、休業開始年月日は平成 18 年 1 月 26 日、休業終了予定年月日及び休業終了年月日は同年 11 月 29 日と記録されており、同年 12 月 1 日に係る賞与については、育児休業期間中の保険料免除の適用期間（平成 18 年 1 月から同年 10 月まで）外の期間である。

また、申立期間②において、申立人は賞与の支給を受けていることが賞与明細書により確認できるものの、同明細書によると厚生年金保険料控除欄は記載がされておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月、同年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月
② 平成9年12月及び10年1月

平成9年9月に会社を退職後、自宅に納付書が送付されて来たので、役場に国民年金保険料を納付に行った。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職後、納付書が送付されて来たので役場で保険料を納付したと主張しているが、会社を退職後の厚生年金保険から国民年金への種別変更手続及び保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、A町の被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険加入に伴い平成8年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した以降、国民年金の加入記録は無いことから、申立期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月及び同年10月

私は、会社を退職後、役場で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付した。申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和62年2月に払い出されており、申立期間のうち60年10月については申立人が厚生年金保険被保険者の妻であることから国民年金の加入は任意であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、同年10月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、会社を退職後、役場で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申述しているが、申立期間において、申立人が国民健康保険に加入した記録は確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和25年7月1日となっているが、同年4月1日から新入社員約35人とともに勤務した。現在は、見習い期間中であっても社会保険に加入させると会社から聞いているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社本社に勤務していたことは、雇用保険の記録、同社の回答及び複数の同僚の証言により認められる。

しかしながら、申立人は、「約35人が昭和25年4月1日から勤務した。」と申述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は1人であり、また、この1人についての入社日を同事業所に照会したところ、戦前からの勤務者である旨の回答を得たことから、同年4月1日に入社した者で入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は1人も確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和25年7月1日に30人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、この30人のうち連絡が可能な12人に照会し、7人から回答を得たところ、7人ともに入社したのは同年4月1日であるとしており、また、このうち同僚の1人は、「申立人の申立ては勘違いであり、私も申立人も、ともに昭和25年7月1日からの厚生年金保険への加入である。」と証言している。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時、会社には見

習い期間があり、人事記録により、申立人は見習い職員として入社している。」旨の回答を得ていることから、同事業所においては、当時、入社してから一定期間、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿と厚生年金保険記号番号払出簿における申立人の資格取得日は、昭和 25 年 7 月 1 日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年8月20日まで

A社B工場に昭和23年8月1日から27年6月22日まで継続して勤務したが、24年12月1日から25年8月20日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことは、申立人の具体的な申述及び同僚が「申立人は、私が入社する前から勤務していた。お兄さんと一緒に働いていたが、先にお兄さんが辞めたと思う。その後、申立人は、公務員になるため事業所を退職した。」と証言していることから推認できる。

しかしながら、A社は、「創立して間もないころで、申立人に関連する資料が無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日である昭和24年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、25年8月20日に当該事業所において再取得している者が申立人のほかに2人確認できることに加え、申立期間とほぼ同時期に被保険者資格を喪失し、一定期間後に再取得している者が3人確認できることから、同事業所においては、複数の従業員について一時的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年8月20日に再取得する際に、異なる健康保険の整理番号と厚生年金保険の

記号番号でそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年から 46 年まで
② 昭和 47 年から 48 年まで
③ 昭和 48 年から 49 年まで
④ 昭和 52 年から 54 年まで
⑤ 昭和 60 年から 63 年まで
⑥ 平成 2 年から 3 年まで
⑦ 平成 13 年 1 月 25 日から 14 年 1 月 31 日まで
⑧ 平成 14 年 9 月から 15 年 1 月まで
⑨ 平成 15 年 10 月から 17 年 5 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは確かなので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は「申立人の氏名と住所が記載されたノートが保管されていることから、当社に申立人が在籍していたことは事実である。」と回答していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は「資料が無く、社会保険に加入していたか否かについては不明である。」と回答しており、申立人が名前を挙げている当時の上司は「申立人は、自分たちと違って、臨時雇用の身分であり、社会保険には加入していなかったと思う。」と証言していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、B健康保険組合は「申立人について、被保険者としての記録は存在しない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立期間当時からC社（現在は、D社）に勤務している複数の従業員が申立人の名前を記憶していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の複数の従業員及び申立期間当時の事業主の子息は「C社は、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と証言している上、当該事業所は既に廃業しており、当該期間を含め、厚生年金保険に関する資料は無いと回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社に勤務していたと主張しているが、同社は「申立人に関する勤務記録や厚生年金保険の加入記録は無い。」と回答している上、申立期間当時から勤務している複数の従業員は、申立人が同僚として名前を挙げている複数の同僚については名前を記憶しているものの、申立人については記憶しておらず、前述の同僚からも証言を得られないことから、申立人の当該期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、F社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、同社の事業主は「従業員名簿等の資料が保管されていないことから、申立人が当社に勤務していたか否かは分からない。」と回答している上、申立期間当時から勤務している複数の同社従業員からも証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職したと申述する後の昭和56年1月5日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日も同日以降となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人が名前を挙げている同僚に係るG社（現在は、H社）における被保険者記録が認められることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、申立人に係る社会保険加入の有無に

ついて明確な回答は得られず、申立人が名前を挙げている同僚は「申立人は、多分、臨時雇用であったと思う。自分が知っている別の臨時雇用の社員は厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言している上、I 厚生年金基金からは「申立人の当基金における資格記録は無い。」との回答が得られていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人が名前を挙げている上司のJ社（現在は、K社）における被保険者記録が認められることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、回答が得られず、前述の上司は「申立人は、臨時雇いであったと思う。臨時雇いは厚生年金保険の対象外であったと思う。」と証言している上、L 厚生年金基金からは「申立期間⑥及びそれ以外の期間を含めて、申立人の資格記録は無い。」との回答が得られていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人から提出された「平成 13 年分給与所得源泉徴収票」及び同僚の証言により、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の給与所得源泉徴収票からは、社会保険料が控除されていないことが確認できる上、前述の同僚は、「申立人は、多分、臨時雇用であったと思う。自分が知っている別の臨時雇用職員は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているところ、当該事業所は、「正社員の労働時間の4分の3に満たない場合は社会保険に加入させていない。」と回答しており、申立人を含め臨時雇用の従業員については、厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑧について、M社の事業主は「申立人は、弊社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は「申立人は、N職であり、忙しいときに、O職のついで、短期間に勤務する形態であったことから、社会保険には加入させていない。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑨について、申立人が名前を挙げている複数の同僚のP社における被保険者記録が認められること及び申立人から提出された「平成16年分給与所得源泉徴収票」により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の給与所得源泉徴収票からは、社会保険料が控除されていないことが確認できる上、当該事業所からは、申立人に係る社会保険加入の有無について回答は得られず、同事業所の従業員の一人は「社長は、申立人について、社会保険に加入させていなかったと言っている。」と証言していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 16 日から同年 10 月 21 日まで
A社に勤務していた平成 14 年 1 月 16 日から同年 10 月 21 日までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。実際の報酬月額は同年 1 月から同年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 22 万円以上だった。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録による標準報酬月額を超える報酬月額（支給金額合計）を同社から得ていたことは確認できるものの、同給料台帳に記録された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致していることから、同社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立人の給与から控除していたものと認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたことを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。